

議案第19号

三朝町特別医療費助成条例等の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成11年3月24日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例等の一部を改正する条例

（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）

第1条 三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

（三朝町高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例の一部改正）

第2条 三朝町高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例（昭和54年三朝町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱児」を「知的障害児」に改める。

（三朝町医療費助成条例の一部改正）

第3条 三朝町医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第4条 三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例(昭和57年三朝町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。